

秋田県営発電所の売電先選定プロポーザル実施要領

令和7年8月4日

1 趣旨

この要領は、鎧畑発電所ほか秋田県公営企業が管理運営している水力発電所（以下「秋田県営発電所」という。）で発電する電気の売電先を選定するための公募（以下「本公募」という。）に際し、必要な事項を定めたものである。（以下「本要領」という。）

売電先の選定に当たっては、秋田県営発電所の電気が持つ環境価値の県内企業等による有効活用に着目したプロポーザル方式の公募を実施する。

2 対象発電所

対象発電所	八幡平第二、八幡平、柴平、山瀬、素波里、玉川、鎧畑、田沢湖、杉沢、岩見、板戸、皆瀬
合計最大出力	92,900kW

対象発電所の詳細は「秋田県営発電所の売電に係る仕様書」による。

3 売電期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

なお、契約期間中において秋田県と本契約を締結する者が合意した場合に限り、最大で2年間延長できるものとする。

4 売電条件等に関する事項

「秋田県営発電所の売電に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

5 売電先の選定数 1者

6 参加資格

(1) 参加要件

本公募に参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申し込み時点で次の要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法及び民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 暴力団又は暴力団員が経営に関与していないこと。
- ④ 小売電気事業者の登録を受けていること。
- ⑤ 年間 339,495MWh 以上の電力小売実績を有すること。（令和4～6年度の、いずれかの年度）
- ⑥ 本公募に参加する他の者との間に資本関係又は人的関係がある者がいないこと。
- ⑦ 秋田県税、消費税等相当額を滞納していないこと。

(2) 共同参加

本公募へは複数の者が共同で参加すること（以下「共同参加」という。）もできる。この場合には、共同参加の代表者を定めること。

7 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 小売電気事業者の登録を証する書類
- ③ 6「参加要件 ⑤」に該当することを証する書類

- ④ 全部事項証明書（過去3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ 納税証明書
 - ・ 県税の徴収金について滞納のないこと
 - ・ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額が無いこと
- ⑥ 会社パンフレット等
- ⑦ その他、県が求めた資料等

(2) 提出部数

- ・ 正本1部（原本に限る（②を除く））、副本1部（複写可）
- ・ 共同参加の場合は、全参加者分を提出すること（①を除く）。

(3) 提出期間

- ・ 令和7年8月22日（金）から令和7年8月29日（金）午後4時まで

(4) 提出先

- ・ 14「提出先・問い合わせ先」のとおり。
- ・ 提出された書類は返却しない。また、差替は不可とする。

(5) 提出方法

- ・ 持参（事前に連絡すること。）
- ・ 郵送（提出期間内に必着のこと。）

(6) 参加申込に関する質問及び回答

①質問方法

- ・ 質問票（様式3）により電子メールで受け付ける。
- ・ 電子メール以外（電話や訪問等）による質問は受け付けない。

②質問の受付期限及び回答予定日

- ・ 質問（参加申込）の受付 令和7年8月15日（金）午後4時まで
 - ・ 質問（参加申込）の回答 令和7年8月22日（金）
- 質問への回答は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

③あて先

- ・ メールアドレス：koueikigyou@pref.akita.lg.jp
- ・ 電子メールの件名を「売電先選定公募の質問（参加申込）」とすること。

8 参加資格審査

(1) 審査内容

- ・ 提出された参加申込書に基づき、参加資格の有無について審査を行う。

(2) 審査結果通知

- ・ 参加資格審査の結果は、電子メール及び書面により申請者へ通知する。

(3) 審査結果通知日

- ・ 令和7年9月12日（金）（予定）

(4) 発電所情報等の提供

参加資格を有すると認められた者のうち、希望者に対し次の情報を提供する。

- ・売電電力量実績（発電所別、直近1年分、30分値）
- ・発電停止計画
- ・容量市場における契約情報
- ・電力受給契約書（案）

9 提案書

- ・参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次により提案書等を提出すること。
- ・提案書等を提出しない場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式2）
- ② 財務諸表（直近の3会計年度分）
- ③ その他、県が求めた資料等

(2) 提出部数

- ・正本1部 副本7部
- ・共同参加の場合は、全参加者分を提出すること。（①を除く）
副本については、提案者が特定されないよう企業名や企業ロゴ等を記載しないこと。

(3) 提出期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月17日（金）午後4時まで

(4) 提出先

14「提出先・問い合わせ先」のとおり

(5) 提出方法

- ・持参（事前に連絡すること。）
- ・郵送（提出期間内に必着のこと。）

(6) 留意事項

- ・参加者1者につき1提案とする。
- ・提出された書類は返却しない。また差替は不可とする。
- ・提出書類作成やプレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(7) 提案書に関する質問及び回答

①質問方法

- ・質問票（様式3）により電子メールで受け付ける。
- ・電子メール以外（電話や訪問等）による質問は受け付けない。

②質問の受付期限及び回答予定日

- ・質問（提案書に関するもの）の受付 令和7年 9月25日（木）午後4時まで
- ・質問（提案書に関するもの）の回答 令和7年10月 3日（金）
質問への回答は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

③あて先

- ・メールアドレス：koueikigyou@pref.akita.lg.jp
- ・電子メールの件名を「売電先選定公募の質問（提案書）」とすること。

10 企画提案審査

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 買取単価の提案が秋田県の設定した最低価格を下回る場合
- ③ 別紙1 評価基準「環境価値の有効活用等」において、提案がなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(2) プレゼンテーション

提案内容を確実に把握するためプレゼンテーションを実施する。開催案内は令和7年10月22日(水)に通知する。(予定)

- ① 開催時期 令和7年11月中旬(予定)
- ② 場 所 秋田県庁内会議室(予定)
- ③ 時 間 1提案あたり、プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内(予定)とする。
- ④ 説明者数 1提案あたり、説明者数は3名以内とする。
- ⑤ 説明方法 プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと。提案書と同一内容である場合に限りパソコンやモニターなどの使用を認める。

(3) 審査方法

- ・秋田県が別途設置する審査委員会で審査する。
- ・本要領10(1)の失格事項に関する審査を行う。
- ・別紙1に示す評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションについて評価を行う。
- ・評価点数の合計が最も高い者を「売電候補者」とする。
- ・評価点数が同点の場合は、審査委員の合議により決定する。
- ・別紙1の評価基準に示す「環境価値の有効活用等」と「遂行能力」に関する評価点数の合計が配点に対して5割に満たない場合は、売電候補者に選定しない。

(4) 審査結果通知

プレゼンテーションへ参加した者に対して、審査結果を書面で通知する。

11 審査結果の公表

(1) 公表方法

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で公表する。

(2) 公表内容

参加者数、売電候補者名、評価点(売電候補者のみ)を公表する。

(3) 公表日 令和7年11月28日(金) (予定)

12 契約の締結等

(1) 契約書等

- ・売電候補者の決定後、企画提案内容を約した協定を締結する。
- ・電力受給契約は、別途、参加資格者へ提示予定の電力受給契約書(案)に基づき、秋田県と売電候補者が協議のうえ締結する。

(2) 契約保証金

- ・売電候補者が電力受給契約を締結する場合には、秋田県公営企業財務規程第75条の規定に

より、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付する必要がある。

- ・契約金額は、購入単価に売電期間中の売電予定電力量の合計を乗じた額に、発電側課金及び消費税相当額を加えた額とする。
- ・同規程第76条第3号に該当する場合には、契約保証金の納付が免除される。

1.3 履行状況確認

(1) 実施計画

電力受給契約を締結した者は、提案した内容を実施するための計画書（任意様式）を各年度の初めに速やかに公営企業課へ提出すること。

(2) 履行報告

電力受給契約を締結した者は、(1)で計画した内容の履行状況について、各年度の9月末と2月末までに公営企業課へ履行状況報告書（任意様式）を提出すること。

(3) 契約解除

履行状況が著しく不相当と認められる場合には、契約等を解除することがある。

1.4 提出先・問合せ先

〒010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階

秋田県産業労働部公営企業課 企画・経営チーム

電話 018-860-5012

(様式1)

令和7年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太 様

申込者 所在地
商号
代表者 ⑩
(共同参加の場合は、全参加者について記載してください。)

参加申込書

秋田県営発電所の売電先選定プロポーザルへの参加を申込みします。
また、次の各項目に該当しないことを誓約します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法及び民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 暴力団又は暴力団員が経営に関与していないこと。
- ④ 本公募に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある者がいないこと。

・担当者氏名
・所属部署
・連絡先 電話番号：
E-mail：

※ 共同参加の場合、代表者のみ記載してください。

(様式2)

提 案 書

評価項目	提 案 内 容																								
購入単価	<p>○ 購入単価 円/kWh (消費税等相当額を除く。)</p> <p>・購入単価は最低価格(※)以上であること。</p> <p>※最低単価は、(一社)日本卸電力取引所が公表している取引市場情報のうち、過去の東北エリアにおけるスポット市場約定価格実績(円/kWh)を参考に算定した単価としている。</p>																								
環境価値の有効活用等に関する説明	<p>○ 下表のモデルケースにおける、次の提案を行う。</p> <p>① 県内への経済波及効果や地域貢献に資する提案</p> <p>・割安な料金プランの提案：低圧、高圧、特別高圧における年間電気料金〇〇〇円/年</p> <p>② 県内への環境価値の有効活用を資する提案</p> <p>・CO₂フリープランの上乗せ単価：+〇.〇〇円/kWh</p> <table border="1" data-bbox="437 891 1364 1256"> <thead> <tr> <th colspan="2">電圧区分</th> <th>低 圧</th> <th>高 圧</th> <th>特別高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条件</td> <td>契約電力/契約アンペア数</td> <td>30A</td> <td>300kW</td> <td>2,000kW</td> </tr> <tr> <td>年間使用電力量</td> <td>3,600kWh</td> <td>100,000kWh</td> <td>8,700,000kWh</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①割安な料金プランの提案</td> <td>年間電気料金 〇〇〇〇円</td> <td>年間電気料金 〇〇〇〇円</td> <td>年間電気料金 〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②CO₂フリープランの提案</td> <td>上乗せ単価 〇〇円/kWh</td> <td>上乗せ単価 〇〇円/kWh</td> <td>上乗せ単価 〇〇円/kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>※割安な料金プランとCO₂フリープランの併用が可能であること ※①、②において、低圧、高圧、特別高圧のうち1つ以上提案すること ※契約電力、年間使用電力量以外の条件は任意とする ※算出根拠資料及び各プランの説明も記載すること ※再エネ賦課金、燃料調整費、消費税は除くこと</p> <p>○ 上記提案に関する販売計画</p>	電圧区分		低 圧	高 圧	特別高圧	条件	契約電力/契約アンペア数	30A	300kW	2,000kW	年間使用電力量	3,600kWh	100,000kWh	8,700,000kWh	①割安な料金プランの提案		年間電気料金 〇〇〇〇円	年間電気料金 〇〇〇〇円	年間電気料金 〇〇〇〇円	②CO ₂ フリープランの提案		上乗せ単価 〇〇円/kWh	上乗せ単価 〇〇円/kWh	上乗せ単価 〇〇円/kWh
電圧区分		低 圧	高 圧	特別高圧																					
条件	契約電力/契約アンペア数	30A	300kW	2,000kW																					
	年間使用電力量	3,600kWh	100,000kWh	8,700,000kWh																					
①割安な料金プランの提案		年間電気料金 〇〇〇〇円	年間電気料金 〇〇〇〇円	年間電気料金 〇〇〇〇円																					
②CO ₂ フリープランの提案		上乗せ単価 〇〇円/kWh	上乗せ単価 〇〇円/kWh	上乗せ単価 〇〇円/kWh																					
遂行能力に関する説明	<p>○ 提案内容を遂行する能力</p>																								

※適宜、枠等を加工のうえ、記載してください。

※別途、任意様式による提案でも構いませんが、評価項目の順番は変えないでください。

※プレゼンテーションの際は、原則として、提案書に基づき説明してください。

(様式3)

質 問 票

質問項目 1	〇〇について
質問内容 1	
質問項目 2	〇〇について
質問内容 2	
質問項目 3	〇〇について
質問内容 3	

別紙1

評 価 基 準

評価項目	評価内容	評価の視点	配点																																
購入単価	<p>○ 購入単価（円/kWh）の高さ</p> <p>・ 県が設定する最低単価（※）を下回る場合は失格とする</p> <p>※最低単価は、（一社）日本卸電力取引所が公表している取引市場情報のうち、過去の東北エリアにおけるスポット市場約定価格実績（円/kWh）を参考に算定した単価としている。</p>	<p>○ 購入単価（円/kWh）の高さ</p> <p>50点 × 購入単価 / 最高購入単価</p> <p>・ 購入単価が最も高いものを50点とする</p>	50																																
環境価値の有効活用等	<p>○ 県内への環境価値の有効活用に資する提案（CO2フリープラン）</p> <p>低廉さ</p> <p>① 割安な料金プランのモデルケース：低圧、高圧、特別高圧 ② CO2フリープランの上乗せ単価：+○○円/kWh</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電圧区分</th> <th>低 圧</th> <th>高 圧</th> <th>特別高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条件</td> <td>契約電力/契約アンペア数</td> <td>30A</td> <td>300kW</td> <td>2,000kW</td> </tr> <tr> <td>年間使用電力量</td> <td>3,600kWh</td> <td>100,000kWh</td> <td>8,700,000kWh</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">① 割安な料金プランの提案</td> <td>年間電気料金</td> <td>○○○○円</td> <td>○○○○円</td> <td>○○○○円</td> </tr> <tr> <td>上乗せ単価</td> <td>○○円/kWh</td> <td>○○円/kWh</td> <td>○○円/kWh</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② CO2フリープランの提案</td> <td>年間電気料金</td> <td>○○○○円</td> <td>○○○○円</td> <td>○○○○円</td> </tr> <tr> <td>上乗せ単価</td> <td>○○円/kWh</td> <td>○○円/kWh</td> <td>○○円/kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>※割安な料金プランとCO2フリープランの併用が可能であること ※①、②において、低圧、高圧、特別高圧のうち1つ以上は提案すること ※契約電力、年間使用電力量以外の条件は任意とする ※算出根拠資料及び各プランの説明も記載すること ※再エネ賦課金、燃料調整費、消費税は除くこと</p>	電圧区分		低 圧	高 圧	特別高圧	条件	契約電力/契約アンペア数	30A	300kW	2,000kW	年間使用電力量	3,600kWh	100,000kWh	8,700,000kWh	① 割安な料金プランの提案	年間電気料金	○○○○円	○○○○円	○○○○円	上乗せ単価	○○円/kWh	○○円/kWh	○○円/kWh	② CO2フリープランの提案	年間電気料金	○○○○円	○○○○円	○○○○円	上乗せ単価	○○円/kWh	○○円/kWh	○○円/kWh	<p>○ 料金面について、総合的に評価する</p> <p>・ 料金プランの安さ ・ CO2フリープランの安さ</p>	20
	電圧区分		低 圧	高 圧	特別高圧																														
条件	契約電力/契約アンペア数	30A	300kW	2,000kW																															
	年間使用電力量	3,600kWh	100,000kWh	8,700,000kWh																															
① 割安な料金プランの提案	年間電気料金	○○○○円	○○○○円	○○○○円																															
	上乗せ単価	○○円/kWh	○○円/kWh	○○円/kWh																															
② CO2フリープランの提案	年間電気料金	○○○○円	○○○○円	○○○○円																															
	上乗せ単価	○○円/kWh	○○円/kWh	○○円/kWh																															
	<p>○ 上記提案に関する販売計画</p> <p>計画性</p> <p>販売計画の具体性、実現性 販路拡大策（顧客獲得の手法） 需要家のニーズに対する県内販売予定量の多さ 経済波及効果の度合い 環境価値の利用拡大の度合い 料金プランの契約手続きや内容の簡便さ 誘致企業や新規立地企業、公営企業等へのインセンティブ</p> <p>※ 本項の提案がない場合は失格とする</p>	<p>○ 計画性について、総合的に評価する</p> <p>・ 契約期間内に達成する見込みのある計画か</p> <p>・ 県内販売予定量の多さ</p> <p>・ 経済波及効果や環境価値の利用拡大がどの程度見込まれるか</p> <p>・ 料金プランなどが分かりやすく、契約しやすいか</p> <p>・ 誘致企業や新規立地企業等向けのより良い条件があるか</p> <p>(参考：あきたEネ！割引プラン・オプション水力100%)</p>																																	
遂行能力	<p>○ 提案内容を遂行する能力（実績の評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>能力</th> <th>企業としての経営状況、事業実績</th> <th>企業として経営資源が潤沢であり、健全性が高いか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>小売電気事業者としての運営実績</td> <td>小売電気事業者としての能力が高いか</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>提案内容の実施体制</td> <td>提案内容を確実に遂行する実施体制の能力が高いか</td> </tr> </tbody> </table>	能力	企業としての経営状況、事業実績	企業として経営資源が潤沢であり、健全性が高いか	実績	小売電気事業者としての運営実績	小売電気事業者としての能力が高いか	体制	提案内容の実施体制	提案内容を確実に遂行する実施体制の能力が高いか	<p>○ 提案内容を遂行する能力が高いかどうか</p> <p>・ 企業として経営資源が潤沢であり、健全性が高いか</p> <p>・ 小売電気事業者としての能力が高いか</p> <p>・ 提案内容を確実に遂行する実施体制の能力が高いか</p>	30																							
能力	企業としての経営状況、事業実績	企業として経営資源が潤沢であり、健全性が高いか																																	
実績	小売電気事業者としての運営実績	小売電気事業者としての能力が高いか																																	
体制	提案内容の実施体制	提案内容を確実に遂行する実施体制の能力が高いか																																	
<p>※ 環境価値の有効活用等と遂行能力に関する評価点の合計が配点に対して5割に満たない場合は、売電候補者に選定しない</p> <p>※ 法令等に抵触するなど適正性がない場合は失格とする</p>			<p>合 計</p> <p>100</p>																																

< 参考資料 >

(1) 用語説明

① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

② 秋田県公営企業財務規程第75条（契約保証金の納付）

③ 秋田県公営企業財務規程第76条第3号（契約保証金を納付させないことができる場合）

※②及び③については、秋田県例規集「Reiki-Base インターネット版」に掲載されているため下記リンクを参照してください。

https://www1.g-reiki.net/pref_akita/reiki_honbun/u600RG00000954.html